

令和7年7月16日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 Dts creation
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 事故等の概要	令和7年4月22日、25日及び同年5月1日、関東運輸局が上記事業者に対する船員法第107条に基づく立入検査及び海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、特定教育訓練を終了した乗組員を乗り込ませていなかった等を確認した。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和7年8月15日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 特定小型船舶所有者は、船員法第118条の5第1項に基づき、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。 ② 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船員法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑤ 運航管理者は、配乗計画を作成又は改定する場合は、安全管理規程第22条に基づき、特定教育訓練終了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討すること。 ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、事故

	処理に関する訓練実施後はその概要を記録すること。	
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 （うち輸送の安全に関する違反点数）	27点 27点
	当該事業者の累計点数	27点